

桐生市公共下水道事業変更計画書（境野処理区）

公共下水道管理者 桐 生 市 長

工事着手の年月日 昭和 34 年 10 月 1 日

令和 8 年 3 月 31 日

工事完成の予定年月日 令和 13 年 3 月 31 日

(第1表の1)

(上段：変更前)
(下段：変更後)

予 定 処 理 区 域 調 書				
予定処理区域の面積	1,426 1,407	ヘクタール	予定処理区域内の地名	群馬県桐生市 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」
処理分区 の名称	面 積 (単位ヘクタール)		摘 要	
境野処理区	1,426 1,407		計画下水量（日最大） 26,900 m ³ /日 24,400 m ³ /日 BOD 160 mg/L 190 mg/L SS 130 mg/L 160 mg/L	

(第1表の2)

(上段：変更前)
(下段：変更後)

予 定 排 水 区 域 調 書			
排水区域の面積	885ヘクタール	処理区域内の地名	群馬県桐生市 「区域は下水道計画 一般図表示の通り」
処理区の名称	面 積 (単位：ヘクタール)	摘 要	
宮本排水区	19		
山手排水区	34		
仲通排水区	16		
西部排水区 第一分区	24		
西部排水区 第三分区	34		
境野排水区	229		
梅田排水区	239		
菱排水区	155		
細田排水区	135		

(第3表の1)

(上段：変更前)

(下段：変更後)

吐 口 調 書 (汚水)							
処理区又は排水区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量 (m ³ /sec)	放流先の名称	放流先の水位	摘要
境野処理区	処理施設	境野下水処理場放流渠	境野町三丁目	晴天時 日最大 0.311 0.282	渡良瀬川	L. W. L Y. P. 52.15	渡良瀬川 低水量 7.75 m³/s 5.78 m ³ /s

(第3表の2)

(上段：変更前)
(下段：変更後)

吐 口 調 書 (雨 水)							
処理区又は排水区の名称	主要な吐口の種類の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量 (m ³ /sec)	放流先の名称	放流先の水位 (Y. P)	摘要
境野処理区(宮本)	合流式雨水吐室	1	宮本町二丁目	0.808	蟹川幹線	—	スクリーン設置
境野処理区(山手)	〃	2	末広町	3.707	蟹川幹線	—	
境野処理区(中央)	〃	3	仲町三丁目	0.698	新川	—	
境野処理区(仲通)	〃	4	東六丁目	3.189	新川	—	
境野処理区(桐生川)	〃	5	東七丁目	0.581	新川	—	
境野処理区(西部)	〃	6	宮前町二丁目	3.529	蟹川幹線	—	
境野処理区(西部)	〃	7	巴町二丁目	2.475	新川	—	
境野処理区(西部)	〃	8	巴町二丁目	0.854	新川	—	
境野処理区(新川)	〃	9	川岸町	0.837	新川	—	
境野処理区(南部)	〃	10	浜松町一丁目	3.86	新川	—	
境野処理区(南部)	〃	11	三吉町二丁目	3.271	渡良瀬川	H. W. L 105.265	
境野処理区	〃	12	境野町三丁目		境野第9 雨水幹線	—	
境野処理区	〃	13	境野町三丁目		境野第9 雨水幹線	—	
境野排水区	分流式 境野第9雨水幹線	14	境野町三丁目	14.849	渡良瀬川	H. W. L 88.435	樋門樋管の 目視・点検を 1回/年実施
境野排水区	分流式 境野第1雨水幹線	15	境野町七丁目	13.614	桐生川	H. W. L 75.09	
境野排水区	分流式 境野第7雨水幹線	16	境野町五丁目	2.696	桐生川	H. W. L 85.711	
境野排水区	分流式 境野第6雨水幹線	17	境野町七丁目	3.792	桐生川	H. W. L 77.939	
境野排水区	分流式 —	18	足利市小俣町	0.924	一般河川	—	
境野排水区	分流式 境野第8雨水幹線	19	境野町五丁目	2.003	桐生川	H. W. L 87.691	
細田排水区	分流式 細田第1雨水幹線	20	菱町一丁目	12.446	桐生川	H. W. L 84.797	
細田排水区	分流式 細田第3雨水幹線	21	菱町一丁目	1.837	小友川	H. W. L 111.4	

(上段：変更前)
(下段：変更後)

吐 口 調 書 (雨 水)							
処理区又は排水区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量 (m ³ /sec)	放流先の名称	放流先の水位 (Y. P)	摘要
細田排水区	分流式 細田第4雨水幹線	22	菱町一丁目	2.012	小友川	H. W. L 117.62	
細田排水区	分流式 細田第6雨水幹線	23	菱町二丁目	1.671	黒川	H. W. L 130.46	
細田排水区	分流式 細田第5雨水幹線	24	菱町一丁目	3.037	桐生川	H. W. L 94.292	
菱排水区	分流式 菱第1雨水幹線	25	菱町三丁目	2.397	桐生川	H. W. L 103.7	
菱排水区	分流式 菱第2雨水幹線	26	菱町三丁目	6.174	黒川	H. W. L 106.31	
菱排水区	分流式 菱第3雨水幹線	27	菱町三丁目	3.348	黒川	H. W. L 112.89	
菱排水区	分流式 菱第4雨水幹線	28	菱町三丁目	4.598	桐生川	H. W. L 111.169	
菱排水区	分流式 菱第5雨水幹線	29	菱町四丁目	2.222	桐生川	H. W. L 120.63	
菱排水区	分流式 菱第6雨水幹線	30	菱町五丁目	4.418	桐生川	H. W. L 126.44	
菱排水区	分流式 菱第7雨水幹線	31	菱町五丁目	2.106	桐生川	H. W. L 138.18	
菱排水区	分流式 菱第8雨水幹線	32	菱町五丁目	1.786	桐生川	H. W. L 153.88	
梅田排水区	分流式 梅田第1雨水幹線	33	梅田町一丁目	2.425	桐生川	H. W. L 139.27	
梅田排水区	分流式 梅田第2雨水幹線	34	梅田町二丁目	3.209	桐生川	H. W. L 155.85	
梅田排水区	分流式 梅田第3雨水幹線	35	梅田町三丁目	1.191	桐生川	H. W. L 168.6	
梅田排水区	分流式 梅田第4雨水幹線	36	梅田町二丁目	1.075	桐生川	H. W. L 173.32	
梅田排水区	分流式 梅田第5雨水幹線	37	梅田町四丁目	1.102	桐生川	H. W. L 177.48	
梅田排水区	分流式 梅田第6雨水幹線	38	梅田町四丁目	2.036	桐生川	H. W. L 178.05	
梅田排水区	分流式 梅田第7雨水幹線	39	梅田町四丁目	1.714	桐生川	H. W. L 184.39	
梅田排水区	分流式 梅田第8雨水幹線	40	梅田町四丁目	1.28	桐生川	H. W. L 189.3	
梅田排水区	分流式 梅田第9雨水幹線	41	梅田町四丁目	1.223	桐生川	H. W. L 191.69	
梅田排水区	分流式 梅田第10雨水幹線	42	梅田町四丁目	1.994	桐生川	H. W. L 200.46	
梅田排水区	分流式 天神第1雨水幹線	43	天神町二丁目	4.553	一般河川	—	
梅田排水区	分流式 天神第2雨水幹線	44	天神町二丁目	1.968	桐生川	H. W. L 123.22	
梅田排水区	分流式 天神第3雨水幹線	45	梅田町一丁目	12.758	桐生川	H. W. L 129.54	

吐口調書において、放流先の水位は河川整備計画を参照している。表示が「—」の箇所については、放流先が小河川や普通河川であり、河川整備計画が策定されていない。今後、雨水管理総合計画を策定する予定であり、策定時に改めて計画高水位を設定する。また、樋管の目視・作動点検を年1回以上実施している。

(第4表の1)

(上段：変更前)

(下段：変更後)

管		渠		調		書	
処理区の名称	主要な管渠の 内のり寸法 (単位ミリメートル)	延 長 (単位：メートル)	点検箇所の数 (箇所)	摘 要			
境野処理区	○150～2000	49,534 49,270	9	方法：下水道管理者及び委託業者による巡回点検による目視調査並びに管口カメラ調査を実施 頻度：中継ポンプ場吐出先、伏越し箇所を対象に、巡回目視点検を年数回実施、管口カメラ調査は5年に1回実施。			
	□2100×2100 ～ □4600×2760	1,190	—				
合 計		50,724 50,460	9				

(第4表の2)

(上段：変更前)

(下段：変更後)

管 渠 調 書 (雨水)				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法	延 長	点検箇所	摘 要
	(単位：ミリメートル)	(単位：メートル)	(箇所)	
境野排水区	U1100×1100 ～ U3200×3200	4,970	—	
	□1400×1400 ～ □4500×2800	1,750	—	
梅田排水区	○1500	70	—	
	U1000×1000 ～ U1600×1600	3,060	—	
	□1500×1000	90	—	
菱排水区	U1100×1100 ～ U2200×2200	3,830	—	
細田排水区	U1100×1100 ～ U2600×2600	3,470	—	
合計		17,240	—	

(上段：変更前)
(下段：変更後)

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個数	構造	能力	摘要
境野下水処理場	反応タンク	1室	鉄筋コンクリート造り 巾4.0m×長さ25.3m×4折×深3.0m×2池 巾6.6m×長さ45.5m×3折×深6.0m×4池	91,896m ³ /d 24,400m ³ /d 反応時間6.3hr 10.6hr	
	最終沈殿池	10池	鉄筋コンクリート造り 平行流長方形 巾10.0m×長さ43.0m×深3.0m×8池 放射流円形池 直径21.0m×深2.5m×2池	91,896m ³ /d 24,400m ³ /d 水面積負荷22.3m ³ /m ² ・d 18.9m ³ /m ² ・d	
	塩素接触タンク	1池	鉄筋コンクリート造り 長方形多列迂回流式 巾3.0m×長さ258.3m×深2.7m×1池	91,896m ³ /d 24,400m ³ /d 接触時間：15分以上	
	汚泥濃縮槽	5槽	鉄筋コンクリート造り 円形放射流式 直径10.0m×深さ4.5m×1槽 直径10.0m×深さ4.0m×4槽	277,653m ³ /d 257,903m ³ /d 固形物量 25,456kg/d 24,189kg/d 固形物負荷 64.4kg/m ³ /d 61.6kg/m ³ /d	
	機械濃縮機	2台	機械式濃縮機 処理能力20m ³ /時	固形物量 7,489kg/d 2,039kg/d 運転時間 23.4hr 6.4hr	
	汚泥脱水機	1台 2台	加圧式脱水機 ろ過面積120.0m ² /台×1台 スクリュウプレス脱水機 スクリュウ径 約φ700mm	固形物量 14,276kg/d 41,030kg/d 運転時間 19.2hr 55.1hr	
	建物	1式	RC造り 沈砂池ポンプ室棟、管理棟、 汚泥処理棟、電気棟、滅菌器棟		

(第6表)

(上段：変更前)

(下段：変更後)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設 の名称	排水区の名称 建物	ポンプ施設 の位置	敷地面積 単位：ヘク タール	1分間の揚水量 (単位：立法メートル)		摘要
				晴天日最大	雨天日最大	
菱 汚 水 中継ポンプ場	菱 排 水 区 菱 分 区	菱 町 三 丁 目	0.21	4.43 3.15	4.43 3.15	
細田汚水第1 中継ポンプ場	菱 排 水 区 細田第一分区	菱 町 一 丁 目	0.06	1.20 0.54	1.20 0.54	
細田汚水第2 中継ポンプ場	菱 排 水 区 細田第二分区	菱 町 一 丁 目	0.07	1.27 0.52	1.27 0.52	
細田汚水第3 中継ポンプ場	菱 排 水 区 細田第三分区	菱 町 一 丁 目	0.05	0.35 0.30	0.35 0.30	
丸 山 汚 水 中継ポンプ場	西 部 排 水 区	堤 町 三 丁 目	0.20	0.35 0.21	0.35 0.21	
浜の京汚水 中継ポンプ場	境野排水区	境野町七丁目	0.67	9.92 6.56	9.92 6.56	

(上段：変更前)
(下段：変更後)

処理施設の敷地内の主要な施設					
ポンプ施設 の名称	主要な施設 の名称	数	構造	能力	摘要
菱 汚 水 中継ポンプ場	沈 砂 池	2池	長方形池 巾1.2m×長さ5.0m×深0.21m	時間最大汚水量 0.097m ³ /sec	
	汚水ポンプ室	1棟	ポンプ井内水中ポンプ	水中汚水ポンプ φ200mm ×3.5m ³ /min×4台 (内1台予備)	
細田汚水第1 中継ポンプ場	汚水ポンプ室	1棟	鉄筋コンクリート造り 55.39m ² (延面積)	水中汚水ポンプ φ150mm ×1.4m ³ /min×2台 (内1台予備)	
細田汚水第2 中継ポンプ場	汚水ポンプ室	2台	マンホールポンプ	水中汚水ポンプ φ100mm ×1.4m ³ /min×2台 (内1台予備)	
細田汚水第3 中継ポンプ場	沈 砂 池	1池	長方形池 巾1.0m×長さ1.0m×深0.14m	時間最大汚水量 0.022m ³ /sec	
	汚水ポンプ室	1棟	ポンプ井内水中ポンプ	水中汚水ポンプ φ150mm ×1.3m ³ /min×2台 (内1台予備)	
丸 山 汚 水 中継ポンプ場	沈 砂 池	1池	長方形池 巾2.0m×長さ3.0m×深0.08m	時間最大汚水量 0.020m ³ /sec	
	汚水ポンプ室	1棟	槽外ポンプ	横軸片吸込渦巻ポンプ φ100mm ×1.2m ³ /min×2台 (内1台予備)	
浜 の 京 汚 水 中継ポンプ場	沈 砂 池	2池	長方形池 巾2.0m×長さ7.0m×深0.26m	時間最大汚水量 0.142m ³ /sec	
	汚水ポンプ室	1棟	槽外ポンプ	立軸片吸込渦巻ポンプ φ300×250mm ×12.0m ³ /min×3台 (内1台予備)	

【様式1】施設の設置に関する方針

主要な施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等	現在	中期目標	長期目標				
		(令和6年度)	(令和12年度)	(令和33年度)				
汚水処理	下水道処理人口普及率		83.5% (83,928人 /100,513人)	89.1% (79,476 /89,193人)	89.4% (52,013人 /58,203人)	群馬県の汚水処理計画に基づく一体的な汚水処理の構成を目標とし、費用対効果を踏まえた効率的な汚水処理手法を選定して未整備区域の早期普及促進を図る。	菱、梅田地区汚水整備事業	—
	管路施設 (管渠)	緊急度Ⅰ～Ⅲ(Ⅲつの診断項目(管の腐食、上下方向のたるみ、不良発生率に基づくランク)におけるスパン全体でのランクによる判定)	2,500m (緊急度Ⅱ)	0m	0m	緊急度Ⅰ・Ⅱで改築を実施	管渠更生	—
	管路施設 (マンホール)	健全度Ⅰ(使用できない状態) 健全度Ⅱ(劣化が進行しており、早急な対応が必要な状況) 健全度Ⅲ(劣化が進行しており、対応が必要な状況) 健全度Ⅳ(劣化が進行しており、当面簡易な対応が必要な状況) 健全度Ⅴ(構造・機能上問題はない)	0箇所	-	-	健全度Ⅰ・Ⅱで改築を実施		—
	下水 処理場	健全度Ⅰ(動かない、機能停止) 健全度Ⅱ(設備として機能が発揮できない状態、または、いつ機能停止してもおかしくない状態等) 健全度Ⅲ(設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態) 健全度Ⅳ(設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態) 健全度Ⅴ(設置当初の状態、運転上、機能上問題ない)	0箇所	-	-			—
	ポンプ場	健全度Ⅰ(動かない、機能停止) 健全度Ⅱ(設備として機能が発揮できない状態、または、いつ機能停止してもおかしくない状態等) 健全度Ⅲ(設備として劣化が進行しているが、機能は確保できる状態) 健全度Ⅳ(設備として安定運転ができ、機能上問題ないが、劣化の兆候が現れ始めた状態) 健全度Ⅴ(設置当初の状態、運転上、機能上問題ない)	0箇所	-	-			—
浸水対策	都市 達成 率 浸水 対策	整備目標 (63.7mm/hr) 5年確率	35.1% (862.80ha /2,455.08ha)	35.6% (873.00ha /2,455.08ha)	100% (2,455.08ha /2,455.08ha)	当該計画処理区において浸水実績はないが、「都市浸水対策における重要な排水区」のなかで道路冠水実績のある被害のリスクの高い箇所から優先的に整備を行う。	浸水対策事業	—

主要な施策	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
	指標等	現在	中期目標	長期目標				
		(令和6年度)	(令和12年度)	(令和33年度)				
耐水化	水害時における機能確保率	処理場	揚水機能が確保された施設数(沈砂池ポンプ棟) : 2	対象外	—	—	—	桐生市耐水化計画において、浸水するものの浸水深が浅く土義設置により対応できるため対象外。
			沈殿機能が確保された水処理系列数(水処理棟) : 2	対象外	—	—		
			汚泥機能処理が確保された施設数(機械棟、熱処理施設) : 2	対象外	—	—		
	(ポンプ場)	揚水機能が確保された施設数(沈砂池ポンプ棟) : 2	0% (0)	50% (1)	100% (2)	老朽化対策等と調整を図り、揚水機能を5年程度で確保する。	丸山汚水中継ポンプ場耐水化工事	—
耐震化	災害時における機能確保率	重要な幹線	14.5% (9.2/63.6km)	22.0% (14.0/63.6km)	100% (63.6/63.6km)	老朽化対策等と調整を図り、優先的に境野下水処理場や細田汚水第3中継ポンプ場等の耐震化を図るとともに、応急復旧用資機材や自家発電燃料の備蓄を進め、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進める。	管更生工事	改築更新工事 細田汚水第3中継ポンプ場耐震化工事、菱汚水中継ポンプ場耐震化工事、丸山汚水中継ポンプ場耐震化工事
		下水処理場	0%	0%	100%		改築更新工事	
		ポンプ場	0% (0/6)	50.0% (3/6)	100% (6/6)			
高度処理								
合流式下水道の改善								
汚泥の再生利用	下水汚泥肥料利用率	0%	0%	0%	場外へ搬出し、セメント原料化を行う。	再生利用事業を継続する。		

【様式2】施設の機能の維持に関する方針

a) 主要な設備に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	腐食の恐れが大きい主要な管路施設の管渠、マンホール（蓋を含む）、取付管を対象に、5年に一度、目視点検及び管口カメラによる点検を実施する。また、状態監視保全に位置付けた管路施設を対象に、30年に一度TVカメラ等による調査を実施する。
汚水ポンプ（ポンプ本体）	予防保全対策施設のうち、機械設備は状態監視保全、電気設備は時間計画保全とし、目視・聴覚による日常点検や定期点検、法定点検を実施し、状況により臨時点検を実施する。また、ストックマネジメント全体計画期間（30年）における改築時期に合わせて調査を実施する。
水処理施設（汚泥掻寄機）	ストックマネジメント全体計画期間（30年）における改築時期に合わせて改築を検討する。
汚泥処理施設（受変電設備）	同上

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	緊急度Ⅰ、Ⅱで改築を実施する。マンホール（蓋を含む）および取付管は、健全度2以下で改築を実施する。
汚水ポンプ（ポンプ本体）	健全度Ⅰ・Ⅱで改築を実施する。
水処理施設（汚泥掻寄機）	健全度Ⅰ・Ⅱで改築を実施する。
汚泥処理施設（受変電設備）	健全度Ⅰ・Ⅱで改築を実施する。

iii) 改築事業の概要（令和8年度～令和12年度）

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	延長：概ね24km
汚水ポンプ施設（ポンプ本体）	汚水ポンプ 17.0m ³ /min 2台
水処理施設（汚泥掻寄機）	フライト式コンベア 3台
汚泥処理施設（受変電設備）	高圧受電盤 1面

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
【管路】 年当たり概ね5.7億円	【管路】 概ね45年間	【管路】 <ul style="list-style-type: none"> ・改築更新の開始時期を汚水処理施設整備が概成となるR9以降とする。 ・管路劣化傾向や社会的要因などを考慮し、最終整備年は、ストックマネジメント全体計画策定年度（R3）から50年後のR53で設定し、年次経費が一律となるよう平準化を行う。
【ポンプ場】 年当たり概ね1.2億円	【ポンプ場】 概ね20年間	【ポンプ場】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標耐用年数を標準耐用年数の1.7倍に設定。
【処理場】 年当たり概ね6.6億円	【処理場】 概ね20年間	【処理場】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標耐用年数を標準耐用年数の1.7倍に設定。
【合計】 年当たり概ね13.5億円	—	—

【様式3】財政計画書（経費の部）

（上段：変更前）
 （下段：変更後）
 （単位：百万円）

年次	イ. 経費の部									
	建設改良費					起債元利償還費	維持管理費	流域下水道分担金	その他	合計
	管渠	ポンプ場	処理場	計	うち用地費					
昭和34年度～令和7年度	20,887 21,005	1,679 1,502	17,595 17,970	40,161 40,477	680 680	33,978 33,557	29,472 30,548	0 0	0 0	103,611 104,582
令和8年度	- 0	- 57	- 0	- 57	- 0	- 0	- 468	- 0	- 0	- 525
令和9年度	- 0	- 98	- 0	- 98	- 0	- 0	- 492	- 0	- 0	- 590
令和10年度	- 2,000	- 43	- 0	- 2,043	- 0	- 41	- 466	- 0	- 0	- 2,550
令和11年度	- 819	- 39	- 1,113	- 1,971	- 0	- 67	- 470	- 0	- 0	- 2,508
令和12年度	- 410	- 163	- 4,133	- 4,706	- 0	- 89	- 474	- 0	- 0	- 5,269
小計	- 3,229	- 400	- 5,246	- 8,875	- 0	- 197	- 2,370	- 0	- 0	- 11,442
計	20,887 24,234	1,679 1,902	17,595 23,216	40,161 49,352	680 680	33,978 33,754	29,472 32,918	0 0	0 0	103,611 116,024

【様式3】財政計画書（財源の部）

（上段：変更前）
 （下段：変更後）
 （単位：百万円）

年次	ロ. 財 源 の 部										
	建設改良費					維持管理費及び起債元利償還費					合計
	国費	起債	他会計繰入金	受益者負担金	その他	計	下水道使用料	他会計繰入金	その他	計	
昭和34年度～令和7年度	13,971	18,098	6,117	1,903	72	40,161	22,314	39,283	1,853	63,450	103,611
令和8年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和9年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和10年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和11年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	13,971	18,098	6,117	1,903	72	40,161	22,314	39,283	1,853	63,450	103,611
	17,452	18,501	6,138	1,894	201	40,477	22,968	39,257	1,880	64,105	104,582
	29	28	0	0	0	57	399	47	22	468	525
	7	49	21	21	0	98	402	49	41	492	590
	996	906	71	70	0	2,043	402	87	18	507	2,550
	406	825	370	370	0	1,971	403	104	30	537	2,508
	2,271	1,906	265	264	0	4,706	404	119	40	563	5,269
	3,709	3,714	727	725	0	8,875	2,010	406	151	2,567	11,442
	17,452	22,215	6,865	2,619	201	49,352	24,978	39,663	2,031	66,672	116,024
下水道使用料 ※関連事項	接続率：97.2%（令和6年度）→97.3%（令和12年度：最終年度）										
	講じる対策：未接続家屋へのPR活動										
	水洗化率は近年の人口減少に合わせ横ばいであるが、令和7年度より供用開始3年以内の地区を対象とした宅内配管補助制度を開始し、工事説明、広報・ホームページを通じたPRを行い促進を図るとともに、ほぼ概成となっている本処理区においても投資効果を見極め、効率的な整備を図る。										
	有収率：57.3%（令和6年度）→59.7%（令和12年度：最終年度）										
	講じる対策：漏水箇所の点検調査等による早期発見										
	有収率の向上及び効果的な改築事業を行う。										
	その他の講じる対策										
	施設の老朽化に伴う改築工事等により今後の整備費の増加が見込まれるため、令和9年4月より使用料の改定を行う予定であり、今後も概ね5年ごとに使用料の見直し検討を実施し、健全な下水道事業の運営を行うべく方針立てている。										